

練馬区告示第 5 5 3 号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条の規定によって準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、練馬区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成 20 年 3 月練馬区規則第 47 号）第 7 条第 2 項の規定による通知のうち送達不能なものについて、別紙のとおり公示する。

なお、対象者から当該通知の交付請求があったときは、直ちに交付する。

令和 8 年 1 0 月 2 1 日

練馬区長 吉田 健一

練馬区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年3月練馬区規則第47号）第7条
第2項の規定による通知公示送達対象一覧

No.	相当年度	氏名
1	令和8年度	鈴木 久美子
2	令和8年度	大冨 啓子
3	令和8年度	北井 清子